



かほく市



県内初となる「通学路交通安全プログラム」策定へ ～ かほく市通学路安全推進協議会を開催 ～

これまで、通学路における交通安全の確保について、かほく市においても過去2カ年にわたり緊急合同点検を行い、対策を実施してきたところです。

平成25年12月6日には、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁から、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について」が発出され、関係機関が連携し、推進体制の構築、基本的方針の策定等を行い、通学路の交通安全の確保について引き続き積極的に取り組むよう通知されているところです（「別紙」参照）。

これを受け、かほく市において、「かほく市通学路安全推進協議会」を設置し、石川県内で初となる「かほく市通学路交通安全プログラム」を策定・公表する事となりましたのでお知らせします。

1. 日 時：平成26年2月27日（木） 19：00～
2. 場 所：かほく市高松産業文化センター 大ホール
3. 委 員：「かほく市通学路安全推進協議会」 [計28名]
 - ・教育委員会 [1名]
 - ・学校（かほく市9小中学校） [9名]
 - ・PTA（ 同 上 ） [9名]
 - ・津幡警察署 [1名]
 - ・道路管理者等（国、県、市） [6名]
 - ・自治会代表者等 [2名]
4. 議 題：「かほく市通学路交通安全プログラム」について
5. その他：協議会の冒頭、油野かほく市長、有野金沢河川国道事務所長よりご挨拶する予定です。

【問い合わせ先】

○かほく市

学校教育課長 まきの 牧野 ゆたか 裕 電話：076-283-7136都市建設課長 くらたに 蔵谷 きよもと 清元 電話：076-283-7104

○国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

交通対策課長 きたで 北出 かずまさ 一雅 電話：076-264-9920

FAX：076-233-9617

平成25年12月6日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。